

佐賀県波戸岬少年自然の家  
指定管理者指定申請書

令和6年9月24日

公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

# 目次

指定管理者指定申請書	1
事業計画書(総括票)	2
1 施設の設置目的の確実な実施に関する事項	
(1) 管理運営の基本方針	4
(2) 管理運営を希望する目的及び理由	6
2 施設の平等利用の確保に関する事項	
(1) 平等利用の確保に関する考え方、生活弱者等への配慮	7
3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項	
(1) 同種施設の管理運営実績	8
(2) 利用者サービスの向上のための取組及び利用者の意見反映の方法	9
(3) 施設の点検、設備の機能維持、清掃等の日常管理	11
(4) 施設の開閉所日及び開閉時間の考え方	12
(5) 広報・利用促進計画	13
(6) 利用団体支援の方針	15
(7) 多彩・柔軟な体験プログラムの具体的な実施	17
(8) 提案型事業の実施方針、内容及び料金	19
(9) 地元(近隣観光施設を含む)との連携	23
(10) 食事の提供及びアレルギー対応	24
(11) 管理経費縮減にあたっての基本方針	25
(12) 利用に係る料金	26
(13) 収支計画	27
(14) 収入が支出を上回った場合の取扱い	28
4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項	
(1) 管理組織体制	29
(2) 事故・災害時の対応	33
(3) 情報公開の対応、個人情報の取扱い	36
(4) 金融機関・出資者等の支援について	38
(5) 県内発注の考え方について	39
※ 支出計画積算内訳(支出科目ごと明細) (③-13の添付資料)	40
※ 団体等に関する書類	
・団体の概要(様式第3号)	41
・指定管理者候補の選定にあたっての誓約書(様式第4号)	42
・暴力団排除に関する誓約書(様式第5号)	43
・公益財団法人佐賀県教育文化振興財団定款	44
・役員名簿及び履歴書	53
・令和4年度事業報告	60
・令和5年度事業報告	76
・令和4年度正味財産増減計算書	91
・令和5年度正味財産増減計算書	93
・令和4年度貸借対照表	95
・令和5年度貸借対照表	96
・登記簿謄本	
・納税証明書(国、県、市)	

様式第1号

佐賀県波戸岬少年自然の家  
指定管理者 指定申請書

令和 6年 9月24日

佐賀県知事 山口 祥義 様

(申請者)

住所 佐賀県唐津市鎮西町名護屋5581-1

法人名 公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

代表者役職・氏名 理事長 檜崎秀樹

担当者名

電話・FAX番号 0955-82-5507・0955-51-1036

Eメールアドレス



佐賀県波戸岬少年自然の家の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

事業計画書 (総括票)

単独団体名・共同事業体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

<p>管理運営の基本方針</p>	<p>少年自然の家の設置理念に基づき、利用者のニーズを尊重し、安全かつ効率的な管理運営に努め、豊かな自然環境の中で子どもたちの生きる力を育み、青少年の健全育成を目指します。</p>																														
<p>管理運営を希望する目的及び理由</p>	<p>当公益財団は、利用者の視点に立ち、「体験」「発見」「感動」の施設テーマのもと、利用者に親しまれ、喜んでいただける施設を目指し「少年自然の家設置目的」の確実な実施のために、安全かつ効率的な管理運営を行うことにより、本県青少年の健全育成に寄与します。</p>																														
<p>施設の運営計画</p>	<p>1 開閉館日・時間等                  ○ 開館予定時間 開館（8：30）～閉館（17：15）                  ○ 閉館予定日 （12月29日～翌年1月3日）                  2 当施設を活用して予定している来館者サービス等                  ○ 利用団体に対して、野外活動・野外観察・クラフト等への指導・支援                  ○ 宿泊研修者に対して、野外活動時の湯茶・冷茶のサービス                  ○ 洗濯機、コインロッカー、シャワー室等の利用サービス                  3 人員配置計画（概要）</p> <table border="1" data-bbox="399 1008 1372 1321"> <thead> <tr> <th>役 職</th> <th>人数</th> <th>1人当たり年間の報酬額（千円）</th> <th>備 考 （資格・職種等があれば記載）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所 長</td> <td>1</td> <td></td> <td>教員免許又は社会教育主事</td> </tr> <tr> <td>副所長</td> <td>1</td> <td></td> <td>教員免許又は社会教育主事</td> </tr> <tr> <td>総務企画主任</td> <td>1</td> <td></td> <td>経理事務経験者</td> </tr> <tr> <td>指導企画主任</td> <td>1</td> <td></td> <td>教員免許又は指導員経験者</td> </tr> <tr> <td>総務企画副主任</td> <td>1</td> <td></td> <td>経理事務経験者</td> </tr> <tr> <td>指導員</td> <td>8</td> <td></td> <td>大学卒業者又は指導員経験者</td> </tr> </tbody> </table>			役 職	人数	1人当たり年間の報酬額（千円）	備 考 （資格・職種等があれば記載）	所 長	1		教員免許又は社会教育主事	副所長	1		教員免許又は社会教育主事	総務企画主任	1		経理事務経験者	指導企画主任	1		教員免許又は指導員経験者	総務企画副主任	1		経理事務経験者	指導員	8		大学卒業者又は指導員経験者
役 職	人数	1人当たり年間の報酬額（千円）	備 考 （資格・職種等があれば記載）																												
所 長	1		教員免許又は社会教育主事																												
副所長	1		教員免許又は社会教育主事																												
総務企画主任	1		経理事務経験者																												
指導企画主任	1		教員免許又は指導員経験者																												
総務企画副主任	1		経理事務経験者																												
指導員	8		大学卒業者又は指導員経験者																												
<p>提案型事業の実施計画</p>	<p>実施を予定している主な事業（青少年の健全育成に資する事業）</p> <table border="1" data-bbox="383 1366 1356 1971"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業の目的・概要</th> <th>予算額 （千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>波戸セミナー</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ファミリータイム in HADO</td> <td></td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>いきいき HADO スクール</td> <td></td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>みんなで目指そう SDGS!</td> <td></td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>年末ふれあいプラン</td> <td></td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>みんなで楽しむ野外活動</td> <td></td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>のびのびのびっこ(キッズチャレンジ)</td> <td></td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	事業の目的・概要	予算額 （千円）	波戸セミナー		0	ファミリータイム in HADO		320	いきいき HADO スクール		200	みんなで目指そう SDGS!		90	年末ふれあいプラン		480	みんなで楽しむ野外活動		120	のびのびのびっこ(キッズチャレンジ)		120				
事業名	事業の目的・概要	予算額 （千円）																													
波戸セミナー		0																													
ファミリータイム in HADO		320																													
いきいき HADO スクール		200																													
みんなで目指そう SDGS!		90																													
年末ふれあいプラン		480																													
みんなで楽しむ野外活動		120																													
のびのびのびっこ(キッズチャレンジ)		120																													

実施を予定している主な事業（施設の利用促進に資する事業）		
事業名	事業の目的・概要	予算額 (千円)
九州オルレ活動 支援		0
スポーツ交流事 業		60
ふれあいグラン ドゴルフ大会		240
わくわくサーク ル		30
HADO の夏まつ り		30

指定期間中の収支予定額（単位：千円）		
項目	令和7年度	
収入の部	140,443	
県委託料	122,162	
その他	18,281	
支出の部	140,443	
人件費	63,101	
施設維持管理費	72,582	
施設運営事業費	4,760	
収支差額		

注) 光熱水費は、施設維持管理費の中に含めてください。

その他 特記事項	
-------------	--

単独団体名・共同事業体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

## 1 施設の設置目的の確実な実施に関する事項

## (1) 管理運営の基本方針

## 【 管理運営の基本方針 】

かつて多くの子どもたちは、仲間と自然の中で遊びながら、あるいは地域の中で様々な自然体験・社会体験を経験しながら成長する機会に恵まれていました。しかしながら、都市化・少子化の進行、電子メディアの普及、地域とのつながりの希薄化など社会の激しい変化の中で、これまで身近にあった遊びや体験の場、本物を見る機会が少なくなり、その手立ても継承されなくなってきています。また、便利・快適・安全な今日の社会では青少年が全力を出す機会が減少しており、青少年の「社会を生き抜く力」を育むためには、目標を持って体験活動などにチャレンジする機会を意図的・計画的に創出する必要があります。

このような状況の中で、「体験活動は人づくりの『原点』」との認識の下、次のような経営理念及び管理運営方針を定めます。

## ① 経営理念

平成11年4月財団設立以来、本財団は佐賀県教育委員会より委託を受け、「少年の健全な育成を図るため、自然の中で団体生活を通じ野外活動、自然観察、研修等を行う施設として、少年自然の家を設置する。」という設置理念に沿って運営してきました。運営の基本理念は

- ・「体験」「発見」「感動」という施設テーマに沿った体験活動プログラムの開発
- ・専門性を有し、思いやりあふれる対応ができる職員による支援
- ・清潔で使いやすい施設・設備の管理・維持と安全でおいしい食事の提供

です。今後も、利用者のニーズを尊重し、親しまれ、喜んでいただける施設になることを目指し、全職員一丸となって運営に努めます。

なお、少年自然の家の運営について、外部からの有識者・学識経験者からなる「評価委員会」を設置して事業評価を行い、運営改善に資するようにします。

## ② 管理運営方針

青少年が自然に親しみ、その中で色々な体験を通して、情操や社会性を豊かにし、人間としてのやさしさたくましさを育むことを運営方針とし、下記①～⑦の基本方針に沿って運営を行います。

## ア 県との連携・協力と人材活用

県との緊密な連携・協力を図りながら、財団の人材を最大限活用して設置目的が達成できるように管理運営を行います。

## イ 青少年のための事業計画

- (i) 自然の中で野外活動、自然観察、研修等を通して、青少年の体力向上、コミュニケーション力や規範意識の醸成など豊かな情操や社会性を身につけ、生きる力を育むプログラムを設定し、利用団体支援事業を行います。
- (ii) 利用者が安全・安心して利用できるよう施設・設備の適切な管理を行います。
- (iii) 施設の恵まれた環境を活かし、園児、小中学生、高校生、大学生等の幅広い年齢層を対象とする事業や、ファミリーを対象とする事業など、教育効果が高く、少年自然の家独自の発想やノウハウを活用した提案型事業を企画・開催します。

単独団体名・共同事業体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

1 施設の設定目的の確実な実施に関する事項

(1) 管理運営の基本方針

ウ 安全・安心への配慮

(i) 野外活動等での事故（熱中症等も含む）を未然に防ぐための指導、そして事故に対する適切な対応などで、利用者の安全を最優先した運営を行います。

(ii) 食中毒、アレルギー対応等に対し、食事委託業者との連携を密に図り、利用者への安全・安心な食事の提供を行います。

エ 利用者のニーズと経費の縮減

利用者が多い夏場においては、エアコンの使用状況が電気料金に大きく影響することから、経費節減のためデマンド値等を適正に管理するとともに、利用者のニーズを配慮した施設の管理運営にも努めます。また、各経費は適宜、見直しを行い経費の縮減を図ります。

オ 個人情報の保護

個人情報の保護や情報セキュリティの職員研修を行い、コンプライアンス（法令遵守）に努めます。

カ 利用者の増加

利用者の増加を図るため、利用者の意見・要望をしっかりと把握し改善に努めるとともに、積極的に広報活動や学校訪問等を行い、新規利用者の開拓に努めます。

キ 地域との連携・協力

少年自然の家が行う活動について、特に、カッター活動やウォークラリー、波戸の海中綱引きや鎮西町夏祭り、石室綱引き等では唐津海上保安部、唐津市鎮西支所、佐賀県玄海漁協鎮西支所、地元の波戸地区・先部地区・石室地区等の理解・協力を得るように努めます。また、これまで相互協力してきた打上地区活性化協議会が行う「タケノコ祭」や農事組合法人なごやアグリが行う「とうもろこし収穫体験」、地元農家が行う「サツマイモ掘り体験」等との連携を推進します。

単独団体名・共同事業体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

## 1 施設の設置目的の確実な実施に関する事項

## (2) 管理運営を希望する目的及び理由

## ① 目的

昭和48年11月の文部省社会教育局長通知では、公立少年自然の家に関しては、「少年自然の家においては、少年に学校や家庭では得がたい体験をさせ、それによって次に掲げる教育目標の達成に努めること。

- (1) 自然の恩恵に触れ、自然に親しむ心や敬虔の念を育てること。
- (2) 集団宿泊生活を通じて、規律、協同、友愛、奉仕の精神を養うこと。
- (3) 野外活動を通じて、心身を鍛錬すること。」

とあります。

当公益財団は、この教育目標の達成に迫るため、波戸岬少年自然の家の環境及び施設を最大限生かしながら管理運営を行うことにより、本県の青少年の健全育成に寄与することを目的としています。

## ② 理由

当公益財団は、平成11年度より県内少年の自然の家の管理運営をおこない、自然体験活動等を通して、青少年の健全な育成に努めてまいりました。その中で、地域の行事や産業に少なからず貢献してきたつもりです。

これまでの経験で培ってきたノウハウを活かし、利用者団体の願いに応えるために、職員の専門性を生かし、利用者への支援がおこなえるのは私たち財団と自負し、管理運営を希望します。



単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

## 2 施設の平等利用の確保に関する事項

## (1) 平等利用の確保に関する考え方、生活弱者等への配慮

## ① 公平な利用計画について

## ア 青少年のための事業計画

利用する団体が希望する期日に本施設を利用できるよう、申込み開始期日を下記のように定め、設置目的に沿った活動ができるように受け入れを決定します。

## (i) 県内各学校、県内教育委員会

利用希望日が同時期の平日に集中して調整が困難なため、前年度の5月中旬締め切りで利用希望調査（第1～第3希望）を行います。

その後、利用団体と調整して利用日を決定します。

## (ii) 県外の学校・県内その他の団体

前年度の5月下旬締め切りで利用希望調査（第1～第3希望）を行い、県内の学校及び教育委員会の利用日が決定した後、調整を行い利用日の決定をします。

## (iii) 県内教育委員会、県外のその他の団体（スポーツ団体、家族等）

利用の6ヶ月前より受付を開始します。ただし、各団体が主催する県大会、九州大会、全国大会は優先的に受け入れます。

## ③ 生活弱者等への配慮について

「さがすたいる」の実現を目指し、次のことに取り組みます。

ア 佐賀県少年自然の家利用料金に関する規定第5条に基づき、利用料金を免除します。その際、ミライロIDの利用にも対応します。

イ 佐賀県パーキングパーミット制度による身体障がい者等に対する駐車場の確保、施設内にあるエレベーターの利用を勧めています。また、貸出用の車いすや移動式のスロープを使い、よりスムーズな活動をサポートします。

ウ 障がい者のリハビリ訓練や幼稚園・保育園のお泊り保育では、生活棟和室（60名）の利用を希望される団体へは、その使用を優先させます。

エ 障がい者の方は体温調節がうまくできない方が多いので、要望に応じて部屋の冷房・暖房を行います。また、障がい者の方には、手すりがついて入浴がしやすい小浴場の利用を案内します。

オ 聴覚障害のある方については、電子メモパッドを使った筆談。日本語が話せない外国人の方については電子翻訳機を使い、円滑なコミュニケーションができるようにします。

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

(1) 同種施設の管理運営実績

県内の少年自然の家の管理運営について、これまで以下のとおり行ってきています。

- ・ 平成 11 年～ 県から少年自然の家（黒髪・北山・波戸岬）の管理運営を受託
- ・ 平成 18 年～ 指定管理者として少年自然の家(黒髪・北山・波戸岬)の  
管理運営を実施（第 1 期）
- ・ 平成 21 年～ 指定管理者として少年自然の家(黒髪・北山・波戸岬)の  
管理運営を実施（第 2 期）
- ・ 平成 24 年～ 指定管理者として少年自然の家(黒髪・波戸岬)の  
管理運営を実施（第 3 期）
- ・ 平成 27 年～ 指定管理者として少年自然の家(黒髪・波戸岬)の  
管理運営を実施（第 4 期）
- ・ 令和 2 年～ 指定管理者として少年自然の家(黒髪・波戸岬)の  
管理運営を実施中（第 5 期）

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

## 3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

## (2) 利用者サービスの向上のための取組及び利用者の意見反映の方法

## ① 利用者サービス向上のための取組み

ア ハード面の施設がよくても、肝心なのは「人」です。

「施設は人なり」といわれるように、波戸岬少年自然の家の職員一人一人がサービス精神を身につけ、笑顔を絶やさず、思いやりあふれる対応をすることが基本です。そのためには、職員一人一人が、少年自然の家の基本理念と運営方針をよく理解し、全職員一丸となってサービスの向上に努めます。

## イ 利用者へのサービスの基本方針

- (i) 自然の中での野外活動、自然観察、研修等を行うことにより、青少年の健全育成を図ることを主眼においたサービスを実施します。
- (ii) 利用団体が、宿泊訓練を通して利用目的を達成できるように必要なサポートを行います。
- (iii) 利用団体からの意見等をもとに、指定管理者制度導入の目的に合致した利用者サービスの向上を図ります。
- (iv) どの程度サービスの向上がなされているかを客観的に判断するために、利用者アンケートを実施し、「満足度調査」を実施します。

## ウ 利用者ファーストの目線に沿ったようなサービスの取組

- (i) 利用団体の自主的・主体的な活動計画を尊重し、多様な体験的な活動が展開できるように積極的に援助・支援を行います。
- (ii) 当日の活動等が円滑に実施できるように、要請があれば学校に出向き、直接子どもたちへ事前指導を行います。また、事前に引率者（指導者）に本施設に来ていただき、施設・設備及び活動プログラムを理解していただけるように指導・助言を行います。
- (iii) 本施設の施設・設備を有効に活用するとともに、個々の指導員の指導力を活かした提案型事業を行います。
- (iv) 利用の手引き、活動プログラム等を見直し、最新の情報を掲載した魅力的なプログラムになるように改善を行います。
- (v) ホームページを随時更新して、最新の情報を提供します。
- (vi) 入浴時間、食事時間、入退所時間など、利用者の立場になって臨機応変に対応します。
- (vii) 少年自然の家が提供する活動プログラム（カッター活動、野外炊飯等）は、実施に対して直接、指導や助言を積極的に行います。
- (viii) 利用者の意見・要望等には、物理的に可能な限り柔軟に対応して応えるようにします。また、利用者のアンケートや指摘内容には、すぐに対応して改善に努めます。
- (ix) 来訪者、電話等には迅速に対応して（3秒以内）待たせないようにします。
- (x) 利用者には、ラケット、ボール等の貸出を行います。また、利用者が外部との連絡等ができるように施設に「公衆電話」を設置します。
- (xi) 施設内における遺失物・拾得物の処理を適正に行い、遺失物届出表に記載し、一定期間それを保管して利用者の問い合わせに対応します。

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

## 3 施設の効用を最大限に發揮するための取組及び管理経費に関する事項

## (2) 利用者サービスの向上のための取組及び利用者の意見反映の方法

(xii) 熱中症対策として、利用者に分かるように暑さ指数（WBGT）を掲示したり、携帯用 WBGT 測定器を貸し出したりします。

また、冷茶のサービス、ミストシャワーの設置、独自のクーリングシェルターとして交歓ホールの常時開放を行います。

さらに、状況に応じ宿泊棟等において、エアコンの稼働時間を延長します。

## ② 利用者の意見反映の方法

〈基本的な考え方〉

利用者からの運営の問題点、改善事項等の意見を把握して、その意見を反映することは、リピーターを増やすことになり、施設利用者数の増大へ向け大切なことと考え、真摯に取り組みます。

## ア 利用者の意見の把握

## (i) 聞き取り活動

利用団体が本施設での活動中に、所長・副所長や職員が利用者（引率者）とコミュニケーションをとることにより施設利用の動機、活動内容、施設への要望等の情報を得ます。

## (ii) アンケート

入所時にアンケート用紙を配布して、施設を利用する動機、実際に利用しての意見や要望等を記入してもらい、利用者の率直な感想や意見の把握に努め、アンケート用紙は全職員（委託業者を含む）閲覧します。なお、アンケート記入は、回答者に負担にならないように選択式にしたり、ロゴフォームでも回答できるようにしたりして意見集約が容易なように工夫しています。

アンケートに気になるような記述があれば、直接利用者に尋ねたり、電話で問い合わせたりしてその真意を把握します。また、レストラン会議や朝の業務打合せで共通理解を図ります。

さらに、県民の意見を広く把握するために、ホームページやメールで意見の把握をし、「満足度調査」を行います。

## イ 利用者意見の反映

利用者からの意見や要望には、施設設備に関するハード面と、職員の利用者への対応などのソフト面とがあります。

(i) 退所時、アンケートが提出された時点で、気になる記述があれば、事実関係を確認し改善できるものは早急に対応します。また、アンケート内容に不明な部分があれば、直接記入者に尋ねて内容を把握します。

(ii) 施設の改善改修工事、人員体制の見直しなどが必要な場合、県とも協議して、できるだけ速やかに改善に努めます。

(iii) 気になる記述については、毎朝の業務打ち合わせ、毎月の全職員参加の会議、レストラン会議等において協議し対応します。

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

## 3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

## (3) 施設の点検、設備の機能維持、清掃等の日常業務

## ① 施設の安全点検

利用者が、施設・設備を安全かつ安心して快適に利用できるように、施設内の遊具、コース及びエリア内の安全確認や設備等の状況確認・点検整備を実施します。

## ア 日常点検及び巡視

管理棟、生活棟、宿泊棟、体育館、グラウンド、野外炊飯場、その他の建築物等について、職員及び委託業者職員により毎日巡視を行い、施設設備等に異常があれば情報共有し、職員及び委託業者により修繕・改修できる場合には対応します。

なお、宿直業務がある場合には、利用団体の就寝後と起床前に施設内を巡視し、異常があれば業務日誌に記入し、職員及び委託業者間で情報共有します。

## イ 定期点検

施設内の遊具、コース及びそのエリア内については、毎月1回施設点検を行い、点検記録に記入したうえで、月初めの職員会議において情報を共有し、職員で修繕・改修できる場合には対応します。

## ② 設備の機能維持

施設の定期点検・法定検査等の保守点検業務については、委託業者による日常点検を行うとともに、自家用電気工作物点検、消防設備保安点検、ボイラー保守点検、建築物定期点検等については業者等に再委託し、必要に応じて外観点検、機能点検、整備業務を行い、点検結果及び正常に機能しない場合の対応等については委託業者と情報共有し、施設・設備を安心・安全に利用できるよう維持管理します。

## ③ その他

宿直業務のない日の庁舎警備については再委託による機械警備により対応します。また、本施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設として安全かつ快適な空間を保つために庁舎清掃、貯水槽清掃、ごみ収集、クリーニング等の清掃業務は再委託し、特に、浴室、便所等の水廻りについては、衛生等について留意し、常に清潔な状態に保ちます。

また、個人情報保護の観点から必要なPC保守及び広報等で重要なアイテムであるホームページ管理についても、安心・安全に活用できるよう維持管理します。

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

(4) 施設の開閉所日及び開閉時間の考え方

① 開閉所日について

ア 指定した休所日(12月29日から翌年1月3日)以外は、原則として年中無休で運営します。

イ 施設内の害虫駆除、臨時的に修繕・点検が必要な場合など施設内の保全のために、年に数日間、県の承認をうけて休所日を設けます。

② 開閉所時間等について

原則として、下記のようにしていますが、利用者のニーズに応じて柔軟に対応します。

・開所時間	午前	8時30分から	午後	5時15分まで
・利用時間	午前	9時00分から	午後	10時00分まで
・入所時間	午前	9時00分から	午後	4時00分まで
・退所時間	午前	9時00分から	午後	4時00分まで

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

(5) 広報・利用促進計画

① 利用促進を図るための広報

ア 促進を図るための広報

イ 所報・ポスター・リーフレットなどの作成・配布

ウ ホームページの充実(施設予約状況の提供など)

エ インスタグラムによる情報発信

オ 子育て情報サイト「さがピタ」の活用

カ 提案型事業等の案内作成・配布

キ 1年前の予約受付及び利用日調整の電話によるきめこまかな対応

ク 県内の幼稚園・小・中・高校・大学・専門学校等への訪問による広報

ケ 子どもクラブ、PTA、スポーツクラブへのリーフレット配布

コ 中体連、高体連、唐津市体育協会等が開催する大会の利用依頼

サ 教職員サークルへのリーフレット配布

② 利用促進計画

ア 数値目標

(i) 学校の自然体験活動の打ち切りや少子化に伴う児童・生徒数の減少、並びに、利用料金の実質値上げやバス料金の高騰など、施設利用に関してはマイナス要因が多い中、利用団体の更なる掘り起こしに努め、延べ利用者数及び利用団体数の増加を目指します。

(ii) 数値目標は、コロナウィルス感染症流行により令和2年度に激減してから徐々に回復傾向にある延べ利用者数及び団体数を基本に考えて設定しました。

○ 年間の延べ利用者数の目標 (令和7年度) 50,000人

(実績：令和2年 13,326人、令和3年 27,925人、令和4年 37,094人、令和5年 43,356人)

○ 年間の利用団体数(県内)の目標 (令和7年度) 370団体

(実績：令和2年 262団体、令和3年 279団体、令和4年 248人、令和5年 361団体)

イ 目標達成のための具体的な方策

(i) 利用者の口コミによるPRが効果的なので、本施設を利用する団体へのサービス向上に努力します。具体的には、利用団体の要望にできるだけ応えます。また、団体が活動する際に細かな気配りを行います。

(ii) 本施設の特長のついて次の事をアピールし、それが実感できるような事業やプログラムを展開していきます。

- ・ 波戸岬は日本本土最北西端の地で、韓国に最も近い施設であること。
- ・ 玄海国定公園内に立地し、県内唯一の海浜型施設であること。

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

## 3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

## (5) 広報・利用促進計画

- ・ 所下の海は、海洋生物の種が豊富であること。  
※ 所下の海岸を「ウミウシ海岸」と名付け、シュノーケリングやビーチコーミング、磯遊びのフィールドとします。また、ウミウシの可愛いパネルを掲示し海洋活動の意欲付けとします。
- ・ 敷地内に 430 年前の室町幕府第 15 代将軍：足利義昭の陣跡があること。
- ・ カッター活動を行う海は内海で、中止となることが比較的少ないこと。

(iii) 閑散期（10月～3月）に、スポーツやゼミ、部活動、サークル活動等ができる各種団体にPR、誘客活動を積極的に行います。

(iv) 近隣にある名護屋城博物館、玄海エネルギーパーク、玄海町次世代エネルギーパーク、鯨組主中尾家屋敷との連携を図るために五施設会議を開催し、互いに協力しながら誘客活動を行います。

(v) 小中高大学の部活・クラブチーム・サークルの合宿や大会遠征も増えてきています。単一団体がリピーターとなるような充実したサービスに努めます。また、各種大会の主権者となっている協会や地方公共団体にも誘客活動を行います。

(vi) 市内の校長会、教頭会、そして教科部会等で使用していただくように、関係方面に働きかけます。また、公民館活動の中でも利用していただけるように、館長会・事務職員会にも働きかけを行います。

## ウ 県内団体(特に学校団体)への利用促進の方策

- (i) 上記イ～(ii)に挙げた特長を最大限生かしたプログラム等を積極的にPRし、各団体の利用を促します。
- (ii) コロナ禍では密を避けるために余裕のある部屋割りをしてきましたが、最大370名35室という収容能力を生かし、稼働率をあげていきます。
- (iii) 県内教職員の社会体験研修や市町教育委員会の教職員研修を積極的に受け入れ、自然体験活動のよさや生きる力の育成に有効であることをアピールします。
- (iv) 中学2年生の職場体験学習の案内チラシを作成・配布し、積極的に受け入れ学校との繋がりを深めます。



単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

(6) 利用団体支援の方針

利用団体は、それぞれに利用目的をもって利用されます。それぞれのニーズにしっかり応えることができるように支援していきます。活動の内容によっては、本所の施設だけでは十分ではないことが多々あるため、近隣のレジャー・スポーツ施設の情報や本所周辺環境についての情報の収集・発信に努めます。

また、自然の家の活動は、天候に左右されることが多いことから、悪天候で野外活動ができなかった場合の雨プログラムの充実にも努めます。

① 学校に向いての指導及び事前打ち合わせの時の指導

ア 学校の利用目的を聞き、学校へ出向き、子供たちに直接実技を伴って指導する。

イ 事前打ち合わせに来所される学校については、プログラム作成のアドバイスや施設内を案内して参考にしてもらう。

② 研修や体験プログラム実施時の支援

研修プログラム	支援体制	支援の方法
カッター活動	職員2名 カッター 1艇につき 補助指導員 2名	事前の指導では、職員がライフジャケットのつけ方、カッターの座席の割り振り、オールを持ち方やこぎ方、危険回避の方法などを利用者に指導する。 海上では、監視艇に職員2名とカッター1艇につき補助指導員が2名ずつ乗り込んでオールの使い方等の指導を行う。 また、実施後には、職員、補助指導員、そして利用者全員で反省会を行う。なお、カッター活動は、天候や海面状況について細心の注意をはらって実施する。
野外炊飯	職員1名 *利用者の 人数が多い ときは職員 2名	職員は、事前に薪割りの方法、火の燃やし方、包丁の扱い方など安全面について利用者に指導を行う。また、ご飯の炊き方、カレーの作り方などの手順についても指導する。 調理中、職員は、ご飯、カレー作りなどが安全に留意しているかの点検を行い、利用者に助言を行う。事後、後片付けについても利用者に指導する。
キャンプ ファイヤー キャンドルの つどい	職員1名	職員は、事前に利用団体の要望を聞き、対象者、目的等に応じて実施できるように助言を行う。また、衣装やキャンドルなどの道具の使い方についても支援する。 その後、職員は、薪組み、キャンドルの配置等を利用者と一緒に行う。また、天候、風向き等の安全面には十分配慮するように指導する。

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

(6) 利用団体支援の方針

① 研修や体験プログラム実施時の支援

研修プログラム	支援体制	支援の方法
ウォークラリー キッズ ポイントラリー オリエンテー リング	職員1名	職員は、ウォークラリー等のねらい、活動場所の様子、地図の見方、チェックポイントなどについて利用者に説明を行う。 また、利用団体に、ゼッケン、地図、回答用紙、コンパス、無線機の使い方(引率者)などを指導して貸し出す。
クラフト (焼き杉、プラ ホビー、ふくろ うのマグネット など)	職員1名	職員は、焼き杉等のクラフトで使う材料、道具を用意して、作り方の手順の説明、安全面の支援を行う。 クラフト制作中、指導員は、技術面の支援を行うとともに、安全面について助言を行う。
シュノーケリング	職員2名 *利用者の人数が多いときは職員3名	シュノーケリングのねらい、ライフジャケットのつけ方などを説明し、海中での息の仕方を練習させる。また、引率者に実施中の人員の監視等について依頼しておく。 実際に海に入って、職員は利用者がゴーグル等の道具の装着具合について点検するとともに、安全にシュノーケリングができるように支援する。 また、名護屋湾に生息している海の生物について紹介する。
ビーチ コーミング (SDGS活動)	職員1名	職員は、SDGS14(海の豊かさを守ろう)の説明を行い、海からの贈り物を採集したり海洋ゴミを回収したりして、楽しみながら地球の未来を変える支援を行う。

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

(7) 多彩・柔軟な体験プログラムの具体的な実施

青少年教育の拠点として、次代を担う少年を育むため、自然の中での団体生活を通じて、野外活動、自然観察、研修等の学習の機会を提供し利用者のニーズに応えます。要望があれば学校に出向き事前指導を行います。

周辺施設の資源の活用、指導員の能力開発等により、魅力あるプログラムの提供に努めます。さらには職員による活動支援を積極的に行います。

① 野外活動プログラム

研修名	期待される教育効果	実施場所・時間
カッター活動	協力する大切さを体験させ、海のすばらしさ、怖さに触れることができる。 また、予測しえない自然環境への対応能力を養うことができる。	玄界灘 波戸漁港 (3時間)
魚つり	海の豊かさに触れることができるとともに、海洋汚染について知ることができ、海を大切にしようとする心を育むことができる。	波戸漁港 納戸漁港等 (3時間)
シュノーケリング	海洋生物などを直接見たり、触れたりすることにより、生物の多様性を知ることができる。また、海のすばらしさを感じることができる。	少年自然の家周辺 呼子キャラコビーチ (2～3時間)
ビーチコーミング	楽しみながらSDGS14(海の豊かさを守ろう)のねらいに迫ることができる。	少年自然の家下 海岸(1～2時間)
オリエンテーリング・ウォークラリーなど	少年自然の家周辺の自然に親しむことができる。また、グループ活動を通して、仲間づくりができ、判断力、洞察力を養うことができる。	少年自然の家周辺 (1～3時間)
野外観察	少年自然の家周辺の植物、野鳥、昆虫、岩石などを観察することにより、自然に対する興味・関心を持たせることができる。	少年自然の家周辺 (1～3時間)
磯観察	海洋生物などを直接見たり、触れたりすることにより、生物の多様性を知ることができる。また、海のすばらしさを感じることができる。	少年自然の家下 海岸 (1～2時間)
野外炊飯	炊飯、調理することの楽しさ味わうとともに、食物の大切さを知ることができる。また、仲間と協力する大切さを知ることができる。	野外炊飯場 (3～4時間)

② 屋内活動プログラム

研修名	期待される教育効果	実施場所・時間
クラフト	少年自然の家周辺の海岸の石、木ぎれなどを利用して製作活動を行い、手作りの喜びや楽しさを味わうことができる。	実習室 (2～3時間)

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

(7) 多彩・柔軟な体験プログラムの具体的な実施

③ 屋内活動プログラム

研修名	期待される教育効果	実施場所・時間
室内ゲーム	少年自然の家の環境（海洋生物等の掲示物）を利用して、楽しみながら知的な興味・関心を持たせることができる。	少年自然の家 (1～2時間)
スポーツ	体育館を利用して、ドッジボール、バレーボール、バドミントン等の運動を行い、体力づくり、仲間づくりができる。	体育館 (1～3時間)
学習訓練	本施設の研修室等を利用して、話の聞き方、発表の仕方、ノートの取り方などの基本的な学習訓練をすることができる。	研修室等

④ 交流プログラム

研修名	期待される教育効果	実施場所・時間
キャンプファイヤーキャンプの集い	炎の尊厳さを感じ、清らかな心を育てるとともに、親睦を図り、仲間づくりと友情の絆を育てることができる。	少年自然の家 野 外 (2～3時間)
スポーツ	グラウンド、体育館、芝生広場等で、ペダンク、サッカー、野球、卓球、バドミントンなどのスポーツやレクリエーションを通して、体力づくり、仲間づくりができる。	グラウンド等 (1～3時間)

⑤ 周辺施設を利用したプログラム

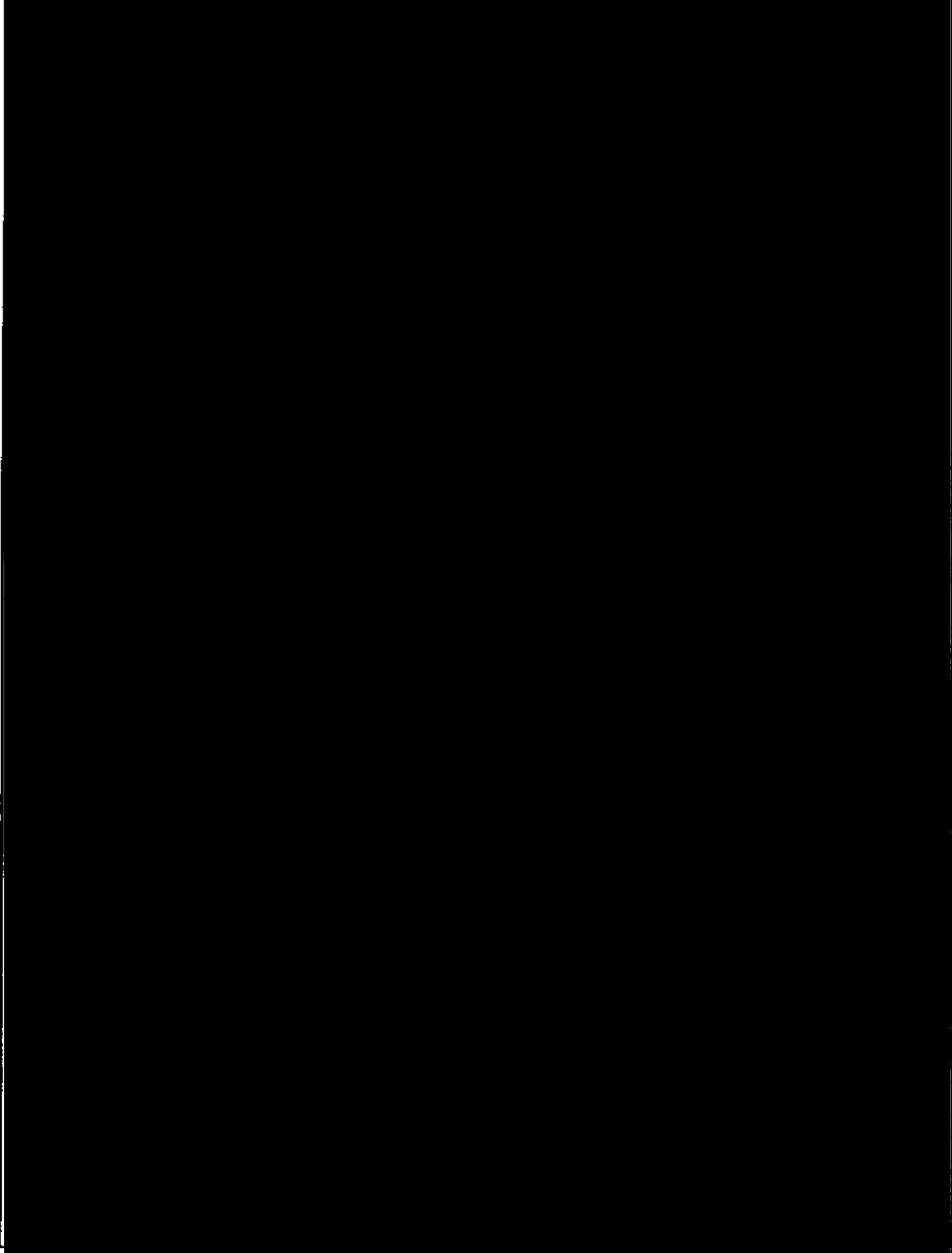
研修名	期待される教育効果	実施場所・時間
名護屋城跡や名護屋城博物館の探訪等	歴史探訪ハイキング等の活動を通して、豊臣秀吉が起こした朝鮮出兵の拠点となった名護屋城を知るとともに、歴史への興味・関心を持たせることができる。	名護屋城跡 名護屋城博物館 (2～3時間)
玄海町次世代エネルギーパーク「あすびあ」	太陽光、風力、水力、水素、バイオマス等の次世代エネルギーについて、目で見て手で触れて遊びながら楽しく学ぶことができる。	玄海町 (1～3時間)
玄海エネルギーパーク	原子力発電の仕組み等を知ることを通して、エネルギー問題、原発問題、環境問題を考える契機とすることができる。	玄海町 (1～3時間)
呼子朝市と鯨組主中尾家屋敷の散策	日本三大朝市の一つである呼子朝市と江戸中期から明治初期までの捕鯨業で巨万の富を築いた中尾家屋敷を散策することで独特の文化にふれることができる。	呼子町 (1～2時間)
風に見える丘公園への散策	呼子大橋や名護屋大橋を渡り、玄界灘の島々を眺望して、風に見える丘（加部島）までの散策を通して、海や島々等の自然のすばらしさを実感することができる。	風に見える丘 〔加部島〕 (1～4時間)

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

(8) 提案型事業の実施方針、内容及び料金

① 提案型事業①（食事提供業務）

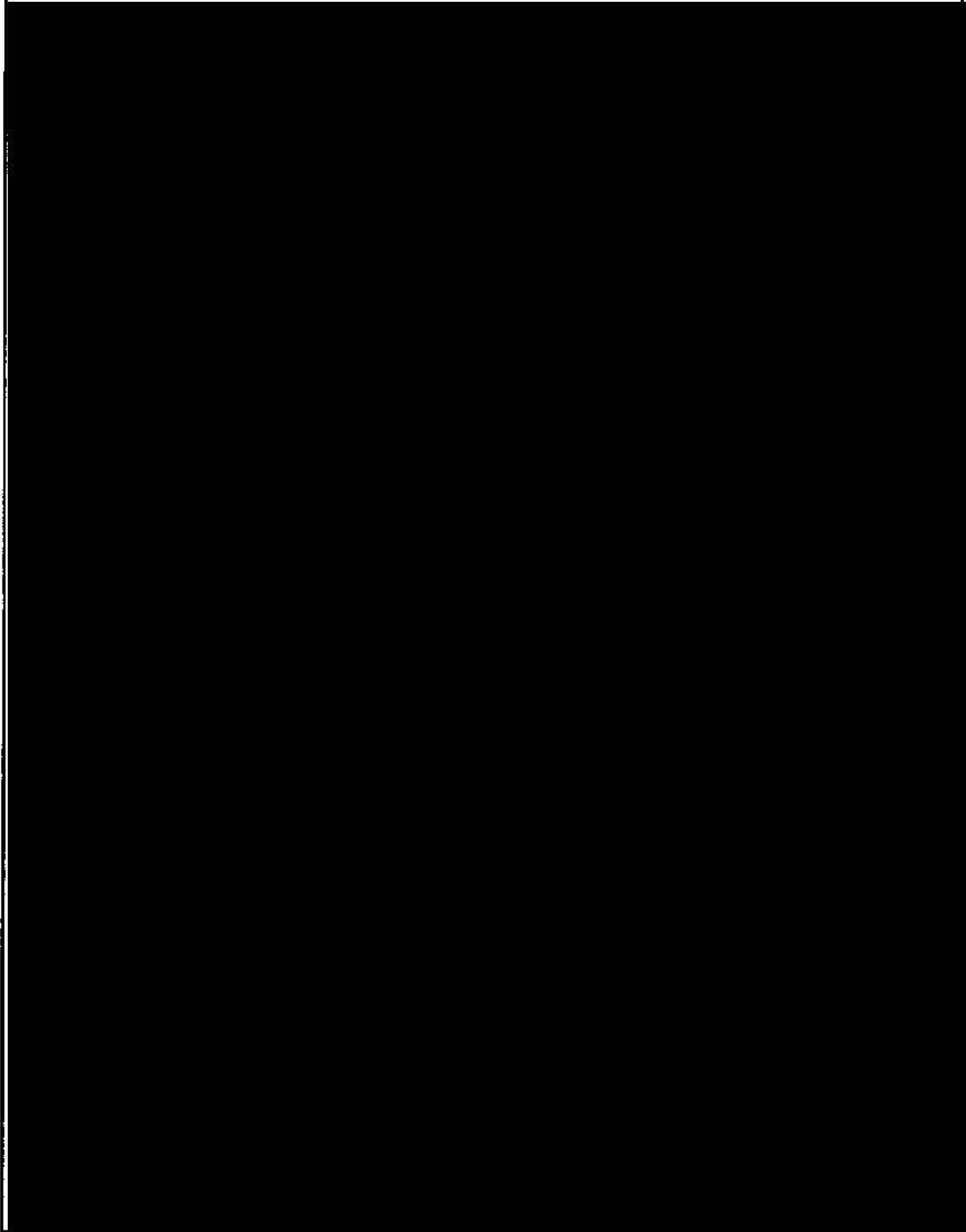


単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

(8) 提案型事業の実施方針、内容及び料金

① 提案型事業① (食事提供事業)



単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

(8) 提案型事業の実施方針、内容及び料金

② 提案型事業② (青少年の健全育成に資する事業)

事業の目的

- (ア) 青少年の健全育成に係る体験活動、研修等
- (イ) 青少年の体験活動を支援する指導者の育成
- (ウ) ひきこもり、いじめ、ネット依存など青少年が抱える課題の未然防止に資する体験活動等

事業名 (目的)	時期	内容	対象者	実施回数	料金
波戸セミナー(イ)					
ファミリータイム in HADO(ア)					
いきいきHADO スクール(ウ)					
みんなでめざそう SDGS!(ア)					
年末ふれあい プラン(ア)					
みんなで楽しむ 野外活動(ア)					
のびのびのびっこ (ウ)					
3施設 ライフフェスティバル(ア)					
ボランティア講座 (イ)					
子育てセミナー (ウ)					

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

(8) 提案型事業の実施方針、内容及び料金

③ 提案型事業③（施設の利用促進に資する事業）

事業名	時期	内容	対象者	実施回数	料金
九州オルレ (唐津コース) 活動支援事業					
スポーツ交流事業 (近県中学生女子バレーボール大会)					
ふれあいグラウンドゴルフ大会					
わくわくサークル					
HADO (8.10)の夏まつり					

④ 提案型事業④（その他：利用者サービス向上）

事業名	時期	内容	対象者	料金(円)
出前講座				



単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

## 3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

## (9) 地元（近隣観光施設を含む）との連携

提携型事業や利用団体支援事業のプログラムに、古くから伝わる地域の行事や近隣施設のイベントを取り入れ、地域の人々と交流する機会を提供し、地域の活性化にも貢献します。

また、地元区や協議会、周辺施設との会議等を行い、連携等について話し合いを行っています。

期日等	イベント等	対応
4月上旬	打上タケノコ祭	打上地区活性化協議会との共催で運営に参加
4月下旬	波戸岬ビーチクリーンアップ	職員が参加
5月下旬	唐津シーサイドフェス	期間中施設を全館貸切にして、全面協力をしている。
6月第1土、日	呼子大綱引き	当日の利用者に紹介
6月上旬～中旬	トウモロコシ収穫体験	期日があれば事業プログラムのオプションとして参加
8月第4土曜日	波戸岬夏祭り（花火大会）	・実行委員として運営に参加 ・事業プログラムに組み込んで連携・参加
8月中旬	水光呼子港祭（花火大会）	当日の利用者に紹介
10月中旬	サツマイモ掘り体験	事業プログラムに組み込んで連携・参加
11月第2土曜日	石室猪ノ子祭（大綱引き）	事業プログラムに組み込んで連携・参加
通年	近隣施設	※(7)-④周辺施設を利用したプログラムを参照

※ その他 交流人口を増やすために、次のことを行う。

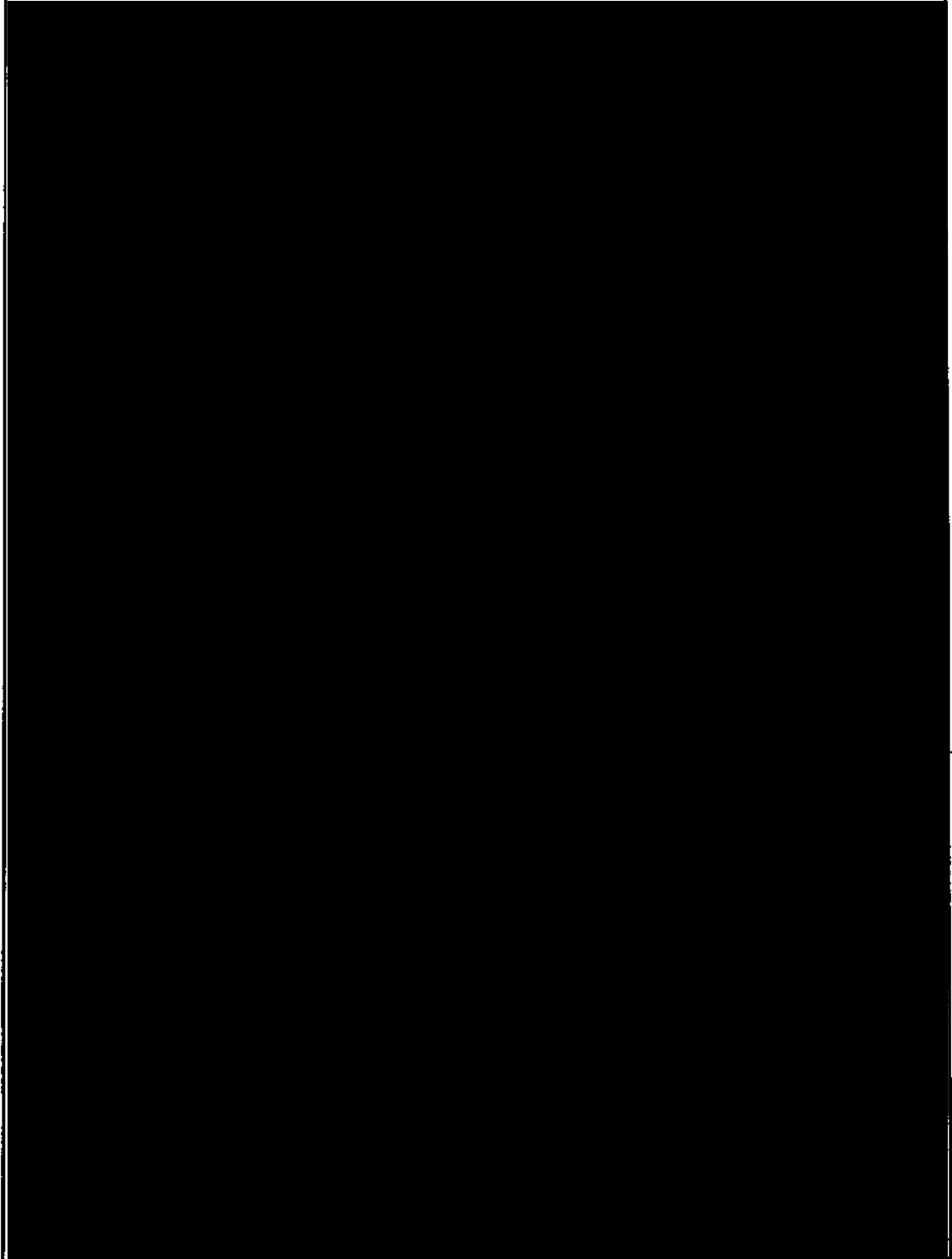
- ① 地域のイベント等の情報をリアルタイムで収集して、入退所式の際にアナウンスを行う。
- ② 受付カウンター等に、近隣施設のパフレットや割引券等を置き、情報提供を行う。
- ③ 観光スポットや映えスポットの写真を掲示し、関心を持ってもらう。

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

(10) 食事の提供及びアレルギー対応について

① 食事の提供について



単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

(1) 管理経費の縮減にあたっての基本方針

- ① 利用者に対するサービス低下を招かないよう配慮したうえで、効率的な運用が図れるよう、常に見直し改善を行います。
- ② 光熱費等に関しては、より安価な利用形態を意識して、情報収集を行い見直ししていくとともに、空調管理は利用者目線も意識しながら、こまめな消灯や温度設定等を行い、節減を図ります。
- ③ 委託業務に関しても、業務範囲や回数等実情を踏まえ見直しを行うとともに、対象業者の選定も固定することなく、幅広に募集を行います。
- ④ 職員による対応が可能な施設管理業務や物品等の修繕は、これまで通り対応していくこととし、コスト縮減を図ります。

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

(2) 利用に係る料金

① 宿泊に係る料金

施設利用料	中学生以下	無料
	高校生・大学生	300円
	保・幼・小・中・高の指導者	300円
	上記以外の者	700円

② 日帰り利用に係る料金

大小和研修室、体育館、グラウンド、OR室、実習室、会議室、 交歓ホール、野外炊飯場（1時間当たり）	200円
冷暖房設備使用の場合（施設毎1時間当たり）	100円

③ 寝具代

3歳以上1泊につき	600円
-----------	------

④ 食事代

区分	3歳～就学前	小学生以上
朝食		
昼食		
夕食		
弁当		
野外炊飯		
B B Q		

⑤ 各種活動に係る料金 等

カッター活動（1艇）	2,500円
キャンプファイヤー	2,050円
キャンドルのつどい	1,200円
グラスサンドアート	300円
焼き杉、思い出のアルバム	200円
プラホビー、ふくろうのマグネット	150円
魚釣り、シュノーケリング、ストーンアート他	100円

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

(3) 収支計画

① 収入計画

(単位：千円)

区 分	令和7年度	
県委託料	122,162	
利用料収入	16,753	
その他の収入	1,528	
(内訳)	カッター活動	750
	クラフト等	743
	その他	35
合 計	140,443	

③ 支出計画

(単位：千円)

区 分	令和7年度
人件費	63,101
給料、手当、社会保険料等	57,364
租税公課	5,737
施設維持管理費	72,582
維持管理業務委託料	
光熱水費	
施設・設備修繕料、消耗品等	
使用料賃借料	
その他(損害保険料、支払手数料等)	
施設運営事業費	4,760
利用団体支援事業	
広報事業等	
合 計	140,443

※支出区分の明細は、別添のとおり (P40)

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費に関する事項

(4) 収入が支出を上回った場合の取り扱い

利用料金等で得た利益については、利用者の要望等を踏まえ、要望が多い事項にあてるなど、利用者へのサービスに努めます。

- ① 所報、ポスター、リーフレットの配布などの広報、情報発信
- ② 備品、消耗品(ボール、ラケットなど)の資材・遊具の整備
- ③ 弾力的な空調の活用や施設の整備など滞在環境の整備
- ④ 提案型事業での活動状況の写真の配布などのサービス事業 など

利用者の要望は団体により異なるので、優先順位を設けるなど、できるだけ応えられるようにします。

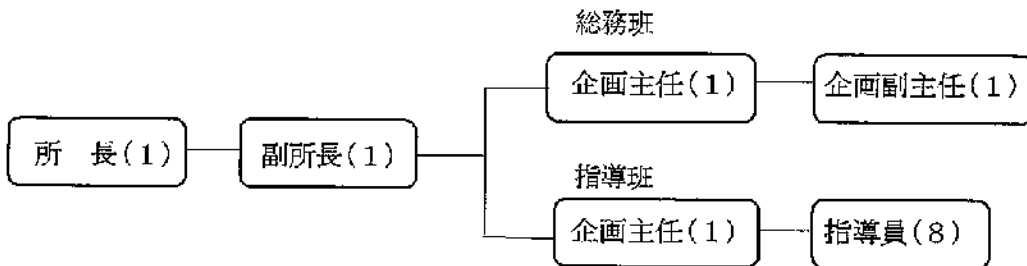
単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

(1) 管理組織体制

① 組織及び人数配置について

ア 組織図



イ 職員

所属	役職	職員数	常勤	非常勤	担当事務内容
	所長	1人	1人	—	所の統轄
	副所長	1人	1人	—	所長の補佐、指導班の総括
総務班	企画主任	1人	1人	—	総務班の総括
総務班	企画副主任	1人	1人	—	収入・支出等事務一般
指導班	企画主任	1人	1人	—	指導班の指導、主催事業の企画運営
指導班	指導員	8人	8人	—	利用団体の指導、主催事業の企画運営

ウ 勤務体制

勤務時間・・・利用者への対応をするために二交替制

A勤務・・・午前8時30分～午後5時15分(休憩12時15分～13時)

B勤務・・・午後1時15分～午後10時 (休憩17時15分～18時)

週休日・・・毎週2日

宿直勤務・・・宿泊利用者があるとき

宿泊5団体以上又は宿泊者数300人以上(宿直勤務者2名)

宿泊4団体以下又は宿泊者数299人以下(宿直勤務者1名)

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

(1) 管理組織体制

② 専門職の確保と配置について

次のように、専門性を有し能力ある職員を採用して、利用団体の支援に努めます

令和6年度 職員	氏名	所属 (課名)	免許等の名称及び経歴
教員の資格 を有する者	[Redacted]	所長	中学体育一普・高校体育二普
		副所長	小学一普
		指導班	中学家庭二普
		指導班	中学体育一種・高校体育二種
		指導班	中学体育一種・高校体育二種
		指導班	中学社会一種・高校社会二種
その他上記 と同等の資 格を有する 者	[Redacted]	指導班	NEALリーダー 二級小型船舶操縦免許 三級陸上特殊無線技士
			NEALコーディネーター 二級小型船舶操縦免許
			NEALインストラクター 二級小型船舶操縦免許
			NEALリーダー 二級小型船舶操縦免許
			NEALリーダー 健康運動実践指導者 公認スポーツ指導者(陸上) 二級小型船舶操縦免許
			NEALリーダー 二級小型船舶操縦免許 三級陸上特殊無線技士
			NEALインストラクター 健康運動実践指導士 二級小型船舶操縦免許
			NEALリーダー 二級小型船舶操縦免許 NEALインストラクター 一級小型船舶操縦免許



単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

## 4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

## (1) 管理組織体制

## ③ 職員の指導育成・研修体制について

## ア 職員の資質向上

利用者の施設利用目的は多様であり、多くの利用者を受け入れるほどそのニーズは多岐にわたります。そこで、施設設置の目的に沿いながら、活動プログラムの開発、施設設備の充実、職員の指導力向上などが求められます。本施設の組織は、指導班、総務班となっていますが、所内外の研修を通して職員の資質向上に努めるとともに、県との緊密な連携・協力のもと、利用者の立場に立った運営を行います。

本施設が設置目的に即した運営を行うためには、日々職員の資質向上を図り、十分な指導力を身につけることが必要不可欠です。そのためには、毎朝の打ち合わせ、月1回の業務会議での研修及び指導班研修だけでなく、外部へ派遣して研修を受けさせ、職員の育成に取り組んでいきます。そして、管理運営においては、利用者のニーズに応えられるようサービスの向上を図ります。また、外部派遣しての研修では、出張報告(復命)を効果的に行って職員の資質向上を図ります。

## (i) 指導員の技能向上を図る研修

- ・ カッター体験活動研修会への参加
- ・ 水辺活動安全管理講習会への参加
- ・ 国立青少年自然の家合同研修会への参加
- ・ 自然体験活動養成事業 (NEAL研修) への参加
- ・ 九州地区施設ボランティア交流会への参加
- ・ アバンセで開催される研修会への参加

## (ii) 管理運営に関する研修

- ・ 九州地区青少年教育施設協議会総会並びに役員・所長会への出席
- ・ 救命講習会への参加
- ・ ホームページ作成等のパソコン研修参加
- ・ 接遇研修参加
- ・ 人権・同和教育に関する研修参加
- ・ 個人情報保護のための研修参加
- ・ パワハラ・セクハラ並びにメンタルヘルス等、心身健康に関する研修参加

## (iii) その他

その他、法令等で定められた研修は勿論のこと、熱中症予防などの施設管理に必要な研修には職員を積極的に参加させ、安全な施設の管理運営に努めます。

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

(1) 管理組織体制

④ 職員の県内雇用について

ア 職員等の雇用についての考え方

当財団では、県の雇用促進に貢献する立場から、地元のハローワークを通じて職員募集を行ったり、県内大学に紹介を依頼したりするなど優秀な人材確保に努めています。

なお、社会教育等専門知識を要する職員の募集については、教員免許、社会教育主事の資格及び同等の資格所有者を優先します。

また、原則として県内在住者、県外在住者であっても県出身者を優先して県内雇用 100%を努めています。

令和6年度は、波戸岬少年自然の家の財団職員のうち、1名を除き県内出身であり全員が県内居住者です。

・出身地別・居住地別職員

市町名	出身地 (人)	居住地 (人)
唐津市	8	11
玄海町	1	1
武雄市	1	1
伊万里市	1	0
小城市	1	1
神埼市	1	0
福岡県久留米市	1	0

イ 清掃業務等の業者選定についての考え方

当財団では、平成15年7月の「ローカル発注に関する緊急措置」を踏まえ、清掃業務、警備業務等については、県内企業の受注機会の確保、県内発注の維持を基本としています。原則として県内業者を選定して入札を行って県内業者 100%で県内雇用 100%が図られています。

今後とも、清掃業務、警備業務、設備運転業務とも、県内発注 100%を目指します。

ウ 食堂の業者委託についての考え方

食堂の運営については、安全・安心なものを利用者に提供することができるように専門の業者に委託します。その際、業者選定についても、県内業者を優先します。

また、食堂の従業員は全員地元からの雇用で、引続き県内雇用 100%を継続します。

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

## 4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

## (2) 事故・災害時の対応

## ① 事故防止などの安全管理対策・体制について

少年自然の家での活動は、屋外や施設外の活動が多く、怪我や事故等が起こることが十分予測されます。野外での活動を通して、危機回避能力、危機予知能力等を身につけるよい機会になりますが、重大な事故等につながるようなことは絶対に避ける必要があります。これらの事故等の発生を防ぐために、以下のような対策を講じます。

## ア マニュアルの整備

佐賀県少年自然の家・安全管理マニュアル(火災、風水害、食中毒、人身事故、地震原発災害等)を整備して、全職員が対応できるようにします。

## イ 事故発生時等の訓練

事故等が発生したときの具体的な対応を身につけるために、消防訓練(年2回)、地震・原発事故、発生時訓練(年1回)、人身事故・急病人発生時訓練(年1回)、そして救急救命講習会(隔年1回)を実施します。

## ウ その他、

下記のように利用者への指導、少年自然の家施設等の安全対策を行います。

○ 利用団体の指導者・引率者への指導

- ・ 施設の下見と事前の打ち合わせ
- ・ 活動中に想定される危険と対処方法
- ・ 活動中の指導者・引率者の配置等の確認と事前踏査
- ・ 活動前に参加者の健康状態の把握と保健指導
- ・ 施設周辺の救急医療機関の確認
- ・ カッター活動等の施設外活動時に無線機又は携帯電話の携帯

○ 利用者への指導

- ・ 入所受付時、代表者に「利用についての案内」「生活についての案内」の説明
- ・ 入所オリエンテーション時、利用者全員に「施設利用の方法」「安全に対する注意」の説明
- ・ 活動前、活動する際に注意すべきこと、道具等の安全な取り扱い方の説明
- ・ カッター活動、釣り等の活動時、器具の使用方法及び救命胴衣着用方法の説明

○ 施設側の安全対策

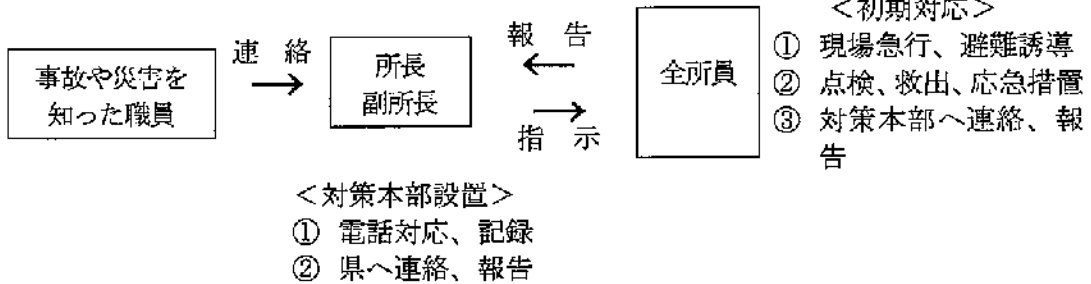
- ・ 施設内の遊具、コース、敷地内への月1回の定期的な安全点検、整備補修
- ・ 主催事業等での傷害保険への加入、
- ・ カッター活動時に救助艇、陸上監視員の配置
- ・ レストラン運営者との定期的な協議での食事の衛生管理
- ・ 警備会社による機械警備、宿直職員による夜間巡回警備
- ・ 安全管理マニュアルの見直し

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

(2) 事故・災害時の対応

② 事故や災害の対しての基本的な対応概念図



③ 事故や災害への対応

想定される事故や災害に対して、それぞれの場合に応じて下記のように対応していきます。また、詳細な事故及び災害時のマニュアルを作成します。

ア 火災

- (i) 発見した職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- (ii) 全職員で連携を取りながら、利用者の避難誘導、初期消火を行い消防署へ連絡する。
- (iii) 火災の状況に応じて、自営消防隊で消火に努める。
- (iv) 消防車を現場まで誘導する。
- (v) 鎮火後、関係機関(県、財団等)に報告をする。

イ 地震

- (i) 情報を知った(又は地震を感知した)職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- (ii) 全職員で連携を取りながら、活動を直ちに中止させ、利用者を避難誘導する。
- (iii) 揺れがおさまった段階で、電気、ガス、石油類、その他危険物類を点検する。
- (iv) 津波警報等が出た場合、直ちに高台(芝生広場：海拔30m)へ利用者を避難誘導する。
- (v) 避難終了後、関係機関(県、財団等)に報告をする。

ウ 台風・水害・竜巻・雷等

- (i) 情報を知った職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- (ii) 野外、海、海岸等の活動を中止させ、利用者を避難誘導する。
- (iii) 状況によって、室内での待機厳守、外出許可制をとる。
- (iv) 状況が安定した段階で、関係機関(県、財団等)に報告をする。

エ 事故、行方不明

- (i) 負傷者、行方不明者についての所長・副所長や職員で情報を共有する。
- (ii) 全職員で連携を取りながら、応急措置、捜索救出を行う。
- (iii) 状況によっては、警察、消防団、海上保安庁、医療機関へ連絡する。
- (iv) 解決した段階で、関係機関(県、財団等)に報告をする。

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

#### 4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

##### (2) 事故・災害時の対応

##### オ 原発事故

- (i) 情報を知った職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- (ii) 野外、海、海岸等の活動を中止させ、利用者を屋内に避難誘導する。
- (iii) 窓を閉めたり、換気扇を止めたりして外気が室内に入らないようにする。
- (iv) 野外から避難した利用者、顔、頭、手足等を洗浄させる。
- (v) 必要に応じて、速やかに利用者を帰宅させる。
- (vi) 避難が終了した段階で、関係機関(県、財団等)に報告し、指示を待つ。

##### ④ 苦情等に対する対応について

利用者からの苦情等の未然防止のためには、利用者との十分な事前の連絡、調整が重要であり、このことを基本として下記の事項に努めます。なお、苦情等のトラブルに対しては、毎朝打合せで情報を共有し、できるものは迅速に誠意ある対応を行います。

##### ア 施設利用予約受付について

施設利用については重複予約等を避けるため、予約受付について職員相互の連絡を密にするとともに、責任者がチェックを行います。本施設の予約が取れないという不満に対しては、予約受入期日、時間、方法を明確にし、利用団体へ周知します。

##### イ プログラム指導について

プログラム指導では、活動の目的が十分達成されることや事故等がないようにすることが重要です。

そのためには、

- ① 利用団体による下見
- ② 活動の目的、内容、方法等を熟知してもらうこと
- ③ 利用団体と指導員との事前の打ち合わせ
- ④ 午後4時から利用団体の責任者が会し、打ち合わせ調整

この4点を必ず履行してもらうように利用団体に説明してトラブル等を防止します。

##### ウ 本施設の設置目的の理解について

利用団体の中には、当施設が少年教育施設との認識が薄く、一般のホテル等と同じサービスが受けられるとの認識があります。そのことが、トラブルや不平不満につながるケースが多いと思われます。

利用団体には、利用受付時、入所受付時、入所後のオリエンテーション時などを利用して、当施設の設置目的や施設設備について理解を得るようにします。

##### エ 施設設備の不具合について

活動中、施設設備の不具合から事故等が発生しないように、宿泊棟、生活棟、体育館、管理棟、グラウンド、野外活動コース等を定期的に見回り、点検整備を行います。

##### オ 食事について

食事は検食を必ず行い、問題点がないかをチェックします。

また、衛生管理、食事の献立、そしてレストラン職員の利用者への対応などを「レストラン会議」において協議して、苦情等のトラブル防止に努めます。

##### カ 法令等の遵守について

個人情報保護法、健康増進法、衛生管理に関する法令等の法令遵守の徹底を図ります。

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

#### 4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

##### (3) 情報公開の対応、個人情報の取り扱い

##### ① 情報公開に関して講じる措置について

佐賀県情報公開条例第31条の規程に基づき、財団として情報公開規程を定め、法人文書の開示と情報提供の充実を柱として、財団運営に関する情報公開を積極的に行います。

##### ○ 情報公開規程の概要

ア 法人文書の開示については、誰でも、どの団体でも申出ができます。

##### イ 申出ができる法人文書

財団法人佐賀県教育文化振興財団事務局が作成し、又は取得した法人文書、図画及び写真並びに電磁的記録（USB等）で、当財団が組織的に用いるものとして保管しているもの。

##### ウ 開示申出の方法

開示申出書に、住所、氏名、法人文書の件名など必要事項を記入し、当財団に提出します。

##### エ 開示の実施

法人文書の閲覧、写し等の交付などは、原則として申出者に知らせた日時・場所で行います。

##### オ 情報公開に関する窓口

佐賀県波戸岬少年自然の家

- ・住所 〒847-0401 佐賀県唐津市鎮西町名護屋 5581-1
- ・電話番号 0955-82-5507

##### ② 個人情報の保護について

当財団では、佐賀県個人情報保護条例、佐賀県個人情報保護要領の趣旨に基づき、平成15年4月に佐賀県教育文化振興財団個人情報保護規程を制定し、保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めています。

ア 収集者の責務・・・個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないように努めます。

イ 登録簿への登録・・・個人情報取扱事務を開始しようとするときは、個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供することとします。登録した事項を変更する場合も同様とします。また、取扱事務を廃止したときは、速やかに抹消します。

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

(3) 情報公開の対応、個人情報の取り扱い

ウ 収集の制限・・・個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その目的達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により本人から収集することとします。ただし、本人の同意がある場合や法令に定めがある場合等は除きます。

エ 利用等の制限・・・個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を財団内において利用し、又は財団以外の者に提供することはありません。ただし、本人の同意がある場合や法令に定めがある場合等は除きます。

オ 職員等の義務・・・職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならないこととし、その職を退いた後も同様とします。

カ 適性管理・・・個人情報の漏えい、滅失やき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために、管理責任者を定めています。  
特に管理責任者は、個人情報の漏えい防止のため個人情報が記載された書類を施錠可能なキャビネット等に保管することとしています。

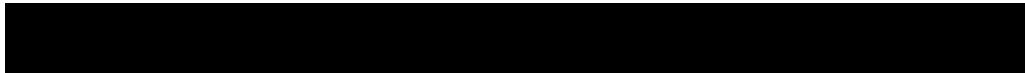
当財団では、個人情報の適正な取り扱いを確保するために、1年に最低1回は職員研修を実施し、職員の意識の啓発に努めています。

単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

(4) 金融機関・出資者等の支援について

① 金融機関の支援体制について



② 出資者等の支援体制について

当財団は、佐賀県が100%出資する公益財団法人です。  
従いまして、常日頃より財団の運営等については佐賀県から指導・監督を受けています。また、当財団の事業内容等についての報告を行っております。



単独団体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

(5) 県内発注の考え方について

① 再委託（清掃業務等業務委託）についての業者選定の考え方

- ・県は、県内企業への優先発注、調達を推進し、地元発注、調達率を高め地域経済の活性化と雇用対策の一環として、平成15年7月に「ローカル発注」に取り組まれています。

当財団としても、この取り組みに沿って県内企業の発注機会の確保及び地元雇用の維持を図ることを基本とし、清掃業務、警備業務等の再委託については、県内の業者を選定して入札を行うなど、県内発注100%を目指します。

② 必要な物品の調達管理運営等についての考え方

- ・事務用品や施設管理に必要な物品等の調達についても、上記の業務委託の場合と同様の基本スタンスにより、原則として県内の業者を選定して調達を行うなど、県内での調達100%を目標とします。

③ その他

- ・施設の維持修繕についても、上記の業務委託の場合と同様、原則として県内の業者を選定して見積もりを行うなど、県内発注100%を目標とします。
- ・食堂の運営については、県内業者の撤退以降、県外企業と契約していますが、新たな県内業者の掘り起こしなど、引き続き県内業者の受注に向け検討していきます。また、当該委託業者が取り扱う食材等については、可能な限り県内業者と取り引きすることを契約の条件とします。

支出科目ごと明細書

単位：千円

区 分	R7	備考
給与手当		
福利厚生費		
退職手当給付金		
賃金		
会議費		
旅費交通費		
通信運搬費		
消耗品費		
修繕費		
印刷製本費		
燃料費		
光熱水費		
使用料賃借料		
保険料		
報償費		
租税公課		
支払負担金		
委託費		
広告料		
支払手数料		
合計	140,443	

※①人件費、②施設維持管理費、③施設運営事業費